

○ 鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則

〔平成元年5月29日〕
連合農学研究科規則第2号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学大学院連合農学研究科規則(平成元年鳥取大学規則第43号)第11条に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科(以下「本研究科」という。)の学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による博士の学位

(学位論文提出の資格)

第2条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。また、学位論文の基礎となる学会誌等に発表した学術論文(共著論文の場合は、申請者が筆頭著者であること。)を2編以上有する必要がある。ただし、うち1編は、本研究科入学前2か年間に発表した論文を含むことができる。

- (1) 本研究科に2年8ヶ月以上在学し、必修科目11単位を含む合計14単位以上を修得し、又は修得見込で、かつ、必要な研究指導を受けた者
- (2) 本研究科に1年8ヶ月以上在学し、必修科目11単位を含む合計14単位以上を修得し、又は修得見込で、かつ、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績をあげ主指導教員が推薦した者
- (3) 本研究科に3年以上在学し、必修科目11単位を含む合計14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者のうち、退学の日から3年以内の者

(学位論文審査申請期日)

第3条 前条第1号に掲げる者が学位を申請するときは、次条に規定する書類を在学中に提出する。

- 2 標準修業年限内に学位を取得しようとする者は、最終年次の連合農学研究科長(以下「研究科長」という。)が指定する日までに提出しなければならない。
- 3 標準修業年限を超えて在学する者並びに前条第2号及び第3号に掲げる者は、随時、学位を申請することができる。
- 4 前項の規定により随時申請する場合であっても、その学期の学位授与日に学位を受けようとするときは、当該学期の研究科長の指定する日までに提出しなければならない。
- 5 研究科長の指定する日以降に論文を提出し、学年末又は学期末に退学した者については、合否判定は次の学期の研究科委員会で言い、退学の日にかかのぼって課程修了を認定する。

(学位論文提出の手続)

第4条 第2条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類を主指導教員(同条第3号に掲げる者について、当該主指導教員が退職その他の理由により不在のときは、研究科長が指名する者。第2項及び次条第2項において同じ。)の承認を得て研究科長に

提出しなければならない。この場合において、同条第3号に掲げる者のうち退学の日から1年を経過した者は、鳥取大学学位規則（昭和35年鳥取大学規則第3号。以下「学位規則」という。）第4条第1項に定める学位論文審査手数料を支払わなければならない。

- | | |
|--|-----|
| (1) 学位申請書（別紙様式第1号の1） | 1部 |
| (2) 論文目録（別紙様式第2号。参考論文がある場合は参考論文目録も添付。） | 1部 |
| (3) 学位論文（和文又は英文） | 8部 |
| (4) 学位論文要旨（別紙様式第3号：和文2,000字又は英文1,200語程度） | 1部 |
| (5) 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文及び参考論文 | 各8部 |
| (6) 履歴書（様式第4号） | 1部 |
| (7) 博士学位論文のインターネット公表に関する届出書（様式第15号） | 1部 |

2 主指導教員が学位論文の提出に関する承認を行う際には、あらかじめ副指導教員と十分な協議を行うものとする。

3 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文のうち、共著のものについては、原則として申請者が筆頭著者であり、かつ、共著者が過去において、いずれの大学に対しても学位論文として申請していないことを要する。また申請に当たっては、次に掲げる書類を併せて提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 共著論文研究要旨（様式第5号） | 各1部 |
| (2) 共著者の承諾書（様式第6号） | 各1部 |

4 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文は、公表したもの又は公表予定のものをいう。この場合において、公表予定のものについては、公表することを予定した掲載承諾書又は出版契約書を添付するものとする。

5 学位規則第11条の規定に定める博士論文の公表について、同条第2項の規定に基づき、全文に代えて当該論文の要約をもって行うことを申立する場合は、次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

- | | |
|---|--|
| (1) 博士学位論文の公表にかかる申立書（様式第12号）
（学位論文の受理及び研究科委員会への付議） | |
|---|--|

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科委員会に付議し、受理の可否を決定する。第2条第2号に掲げる者の受理については、事前に予備審査会を実施し承諾を得ておかねばならない。

2 前項の研究科委員会において主指導教員は、本人の履歴、研究指導の状況及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を研究科委員会に付議する。

第3章 論文提出による博士の学位

（学位の授与を申請することのできる資格）

第6条 論文提出による博士の学位を申請できる者は、鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文提出の手引（平成2年連合農学研究科要項等第2号）別表に定める資格審査の申請基準を満たし、かつ、学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文（共著論文の場合は、申請者が筆頭著者であること。）を原則として4編以上有する者であって、本研究科の学位申請資格審査（以下「資格審査」という。）に合格した者とする。

(学位論文提出の手続)

第7条 前条に掲げる者が資格審査及び学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類に学位論文審査手数料を添えて研究科長を経て、鳥取大学長に提出しなければならない。

- (1) 第4条に掲げる書類(ただし、学位申請書は様式第1号の2を使用)
- (2) 最終学校の卒業証明書 1部
- (3) 研究歴証明書(別紙様式第7号) 各1部
- (4) 主指導教員となりうる教員の推薦状(以下この推薦状作成の教員を「推薦教員」という。 1部

(資格審査)

第8条 研究科長は、前条の規定により書類等の提出があったときは、資格審査を連合農学研究科代議委員会(以下「代議委員会」という。)に付託する。

第9条 代議委員会は、速やかに資格審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

(学位論文の受理及び研究科委員会への付議)

第10条 研究科長は、前条の資格審査の結果を研究科委員会に付議し、学位論文受理の可否を決定する。

2 研究科長は、受理した学位論文の審査及び試問を研究科委員会に付議する。

第4章 論文の審査

(審査委員会)

第11条 研究科委員会は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1人、副査4人の委員をもって組織する。

3 審査委員会委員は、本研究科における研究指導を担当する資格を有する者の中から選出する。この場合において、原則として構成大学から各1人を含むものとする。

4 主査は、原則として次に掲げる者をもって充てるものとする。

(1) 第2条に該当する者にあつては主指導教員。ただし、同条第3号に掲げる者及び第3条に規定する学位論文申請期日以後に論文を提出し退学した者にあつては、学位論文審査時に当該主指導教員が退職その他の理由により不在のときは、研究科長が指名する者とする。

(2) 第6条に該当する者にあつては、第7条第4号の推薦教員

5 審査委員会の主査及び副査は、研究科委員会において選出する。

6 研究科委員会が、学位論文の審査のため必要と認めた場合は、第3項の規定にかかわらず、鳥取大学の本研究科以外の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に選出することができる。

7 研究科委員会が、学位論文の審査のため必要と認めた場合は、審査委員会に専門的知識を有する者を助言者として加えることができる。

(審査、最終試験及び学力確認)

第12条 審査委員会は、学位論文を受理した日から1年以内に審査を行うとともに、最終試験又は学力確認を終了し、その結果を文書をもって研究科委員会に報告しなければならない。

2 最終試験は、第2条に掲げる者に学位論文を中心とし、これに関連する科目について口頭又は筆答により行う。

3 学力確認は、第6条に掲げる者が、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される

者と同等以上に広い学力を有することを確認するため、学位論文の基礎となる学術論文を中心としてこれに関連のある科目について口頭又は筆答により行うとともに、外国語試験を課するものとする。この場合、外国語については1種類とし、英語、ドイツ語及びフランス語のうちから申請者の選択する1か国語について筆答により行う。ただし、外国人については、日本語を加えて選択できるものとする。外国語の選択は、受験科目届（様式第8号）により届け出るものとする。

4 第1項に規定する報告の文書は、学位論文審査の結果の要旨（様式第9号）最終試験の結果の要旨（様式第10号）及び学力確認の結果の要旨（様式第11号）とする。

（合否の決定）

第13条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審査の上、投票により合否を決定する。

第5章 雑 則

（報告）

第14条 研究科長は、前条の規定による委員会の議決をしたときは、速やかに学位規則第8条の規定に基づいて、学長に報告しなければならない。

（論文の要旨の公表）

第15条 学位を授与される者は、学位規則第10条の規定に基づいて公表する次に掲げる論文の要旨を、研究科長の指定する日までに提出するものとする。

(1) 学位論文要旨（別紙様式第13号：和文2,000字又は英文1,200語程度） 1部

（論文の要約の公表）

第16条 学位を授与される者は、学位規則第11条第2項の規定に基づいて公表する次に掲げる論文の要約を、研究科長の指定する日までに提出するものとする。

(1) 学位論文要約（別紙様式第14号） 1部

（その他）

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議に基づき、研究科長が定める。

附 則

1 この細則は、平成元年5月29日から施行する。

2 第6条に掲げる者の学位論文の受理は、第2条に掲げる者に学位が授与された日の翌日から行うものとする。

附 則（平成4年10月23日連合農学研究科規則第1号）

この細則は、平成4年10月23日から施行する。

附 則（平成14年2月15日連合農学研究科規則第2号）

この細則は、平成14年2月15日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科規則第7号）

この細則は、平成16年5月14日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月2日連合農学研究科要項等第2号）

この細則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学生については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年度以前の入学生の提出資格については、改正後の規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 8 月 23 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この細則は、平成 25 年 8 月 23 日から施行する。ただし、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則第 4 条第 5 項、第 15 条及び第 16 条の規定は、平成 25 年 7 月 5 日から適用する。

附 則（平成 26 年 8 月 22 日連合農学研究科要項等第 1 号）

この細則は、平成 26 年 8 月 22 日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則の規定は、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年 2 月 13 日連合農学研究科規則第 5 号）

この細則は、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 21 日連合農学研究科規則第 9 号）

この細則は、平成 27 年 8 月 21 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 19 日連合農学研究科規則第 5 号）

この細則は、平成 28 年 2 月 19 日から施行し、改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科学位論文に関する細則の規定は、平成 28 年度入学生から適用する。

附 則（平成 30 年 2 月 16 日連合農学研究科規則第 1 号）

- 1 この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生については、この細則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 8 月 24 日連合農学研究科規則第 5 号）

- 1 この細則は、平成 30 年 8 月 24 日から施行する。
- 2 本研究科に 3 年以上在学し、必要な単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて平成 30 年 3 月末までに退学した者については、この細則による改正後の鳥取大学大学院学位論文に関する細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この細則による改正後の鳥取大学大学院学位論文に関する細則第 2 条第 3 号の規定中「必修科目 11 単位を含む合計 14 単位以上を修得し」とあるのは、平成 20 年度から平成 29 年度までの入学生については「必修科目 9 単位を含む合計 12 単位以上を修得し」と、平成 19 年度以前の入学生については「共通セミナー 60 時間以上を受講し」と読み替えるものとする。

附 則（平成 31 年 2 月 15 日連合農学研究科規則第 7 号）

この細則は、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 26 日連合農学研究科規則第 2 号）

この細則は、令和 4 年 8 月 26 日から施行する。